

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建築住宅課 公営住宅室	整理番号	2-102
許認可等の種類	社会福祉法人等による使用の許可			
根拠法令条例等・条項	県営住宅等に関する条例第24条の3			
許認可等の概要	県営住宅の使用許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>【社会福祉法人等による県営住宅の使用に関する取扱要領】 (使用許可)</p> <p>第10 所長は、第9の規定による申請書を受理したときは、第2から第6に規定する項目等に照らして事業の適否を判断し、県営住宅の使用許可を行う場合は、県営住宅(継続)使用許可通知書(様式第3号。以下「許可通知書」という。)により、使用許可を行わない場合は、県営住宅(継続)使用不許可通知書(様式第4号。以下「不許可通知書」という。)により、事業計画法人に通知するものとする。</p> <p>2 所長は、前項の規定による使用許可を行うにあたり、条件を付することができるものとする。</p> <p>第2から第6の規定は別紙のとおり</p>			
基準の制定根拠	社会福祉法人等による県営住宅の使用に関する取扱要領			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日 (継続使用申請の場合)1週間			
期間の制定根拠	確認・審査に要する平均的期間			